

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年5月26日

愛知県知事 殿

提出者 豊川市金屋橋町36番地
 住所 株式会社 波多野組
 氏名 代表取締役 秋元 正守
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 0533-84-6386

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 波多野組
事業場の所在地	豊川市金屋橋町36番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高：447,671万円
③従業員数	81名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>(産業廃棄物発生フロー) 県内各所における土木工事、建築工事、及びそれに伴う構造物等の解体工事で以下の産業廃棄物が発生する。</p> <p>土木工事 (道路、下水道、河川等の改良工事、築造工事、改修工事等) 建設残土、がれき類 (Con. 塊、As. 塊)、木くず等</p> <p>建築工事 (新築工事、増築工事、改築工事等) がれき類 (コンクリート塊)、金属くず、木くず、ガラスくず及び陶器くず、石膏ボード、廃プラスチック、建設残土等</p> <p>解体工事 (上記の土木工事、建築工事に伴う既存構造物の解体等) コンクリート塊、アスファルト塊、ガラスくず及び陶器くず、金属くず、繊維くず等</p>

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項										
<p>(管理体制図) 総括責任者</p> <div style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">総務担当 秋元 正守</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">廃棄物担当 石黒 君好</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">土木事業部長 菅谷 彰浩</td> <td style="text-align: center;">整備事業部長 鳥山 裕嗣</td> <td style="text-align: center;">建築事業部長 下川 剣一</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現場代理人 現場担当者</td> <td style="text-align: center;">現場代理人 現場担当者</td> <td style="text-align: center;">現場代理人 現場担当者</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> </div> <p>部門責任者 (現場の統括責任者)</p> <p>現場責任者 (現場単位の責任者)</p>		総務担当 秋元 正守	廃棄物担当 石黒 君好	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">土木事業部長 菅谷 彰浩</td> <td style="text-align: center;">整備事業部長 鳥山 裕嗣</td> <td style="text-align: center;">建築事業部長 下川 剣一</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現場代理人 現場担当者</td> <td style="text-align: center;">現場代理人 現場担当者</td> <td style="text-align: center;">現場代理人 現場担当者</td> </tr> </table>	土木事業部長 菅谷 彰浩	整備事業部長 鳥山 裕嗣	建築事業部長 下川 剣一	現場代理人 現場担当者	現場代理人 現場担当者	現場代理人 現場担当者
総務担当 秋元 正守										
廃棄物担当 石黒 君好										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">土木事業部長 菅谷 彰浩</td> <td style="text-align: center;">整備事業部長 鳥山 裕嗣</td> <td style="text-align: center;">建築事業部長 下川 剣一</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現場代理人 現場担当者</td> <td style="text-align: center;">現場代理人 現場担当者</td> <td style="text-align: center;">現場代理人 現場担当者</td> </tr> </table>	土木事業部長 菅谷 彰浩	整備事業部長 鳥山 裕嗣	建築事業部長 下川 剣一	現場代理人 現場担当者	現場代理人 現場担当者	現場代理人 現場担当者				
土木事業部長 菅谷 彰浩	整備事業部長 鳥山 裕嗣	建築事業部長 下川 剣一								
現場代理人 現場担当者	現場代理人 現場担当者	現場代理人 現場担当者								
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項										
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】									
	産業廃棄物の種類	別紙の通り								
	排出量									
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工法等を検討し、省資源化する。 ・ 使用資材は極力工場加工し、端材等の排出を抑制する。又、必要数量を搬入することにより、残材、不要材の排出を抑制する。 ・ 材料等の梱包、及び養生は極力簡素化し、パレット、ラック、コンテナ等で搬入する。又、梱包材、養生材においても極力再利用に努め、排出を抑制する。 									
②計画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	別紙の通り								
	排出量									
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係する法令、規則、要領等による適正な処理方法により分別し、減量する。又、再利用等についての現場責任者、関係作業員等にも周知徹底する。 ・ 産業廃棄物の処理委託先の許可種類、処理能力等の内容確認、及び適正なマニフェストの交付手続等の指導、並びに周知徹底により適正に管理する。 									
産業廃棄物の分別に関する事項										
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物の種類、性状等に対する適正な分別、再利用法により排出を抑制する。 									
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし 									

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組) ・特になし	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組) ・特になし	
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	
(これまでに実施した取組) ・特になし		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	
(今後実施する予定の取組) ・特になし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組) ・ 特になし	
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組) ・ 特になし	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への処理委託量	
	再生利用業者への処理委託量	
	認定熱回収業者への処理委託量	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
(これまでに実施した取組) ・ 梱包材、養生材等を極力簡素化し、再利用できる素材を使用する。 ・ 不特定場所における建設工事現場から発生、更に建設地の敷地に余裕がないため、現地で中間処理施設を設置し自己で中間処理をすることは困難であるが、混在しないように積み込み、処理委託先へ持ち込むように指導している。		

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への 処理委託量	
	再生利用業者への 処理委託量	
	認定熱回収業者への 処理委託量	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	
(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none">・ 工法の改善（現場加工を極力少なくし、工場加工、ユニット化の励行）を行う。・ 企画・設計時、及び施工の各段階において排出抑制を検討するとともに、発注者、メーカーとの事前調整を行うことにより、発生量の削減に取り組む。		
※事務処理欄		

別紙

(単位：t/年)

産業廃棄物の種類 (名称)		金属くず	ガラス、及 び陶器くず	混合廃棄物	建設汚泥	その他 がれき類			合 計	
										項 目
排出の抑制に関する事項	R 4年度実績	487	37	169	6	89			7,621	
	R 5年度目標	430	33	150	5	80			6,815	
分別に関する事項	R 4年度実績	0	0	0	0	0			0	
	R 5年度目標	0	0	0	0	0			0	
自ら行なう廃棄物の再生利用 に関する事項	R 4年度実績	0	0	0	0	0			0	
	R 5年度目標	0	0	0	0	0			0	
自ら行なう廃棄物の中間処理 に関する事項	R 4年度実績	0	0	0	0	0			0	
	R 5年度目標	0	0	0	0	0			0	
自ら行なう廃棄物の埋立処分 又は海洋投入に関する事項	R 4年度実績	0	0	0	0	0			0	
	R 5年度目標	0	0	0	0	0			0	
処理の委 託に関す る事項	全処理委託量	R 4年度実績	487	37	169	6	89			7,621
		R 5年度目標	430	33	150	5	80			6,815
	優良認定業者へ の処理委託量	R 4年度実績	0	0	0	0	0			0
		R 5年度目標	0	0	0	0	0			0
	再生利用業者へ の処理委託量	R 4年度実績	487	37	169	0	89			7,615
		R 5年度目標	430	33	150	0	80			6,810
	認定熱回収業者 への処理委託量	R 4年度実績	0	0	0	0	0			0
		R 5年度目標	0	0	0	0	0			0
	認定外熱回収業者 への処理委託量	R 4年度実績	0	0	0	0	0			0
		R 5年度目標	0	0	0	0	0			0

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。